

告 示

栃木県告示第407号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、共同漁業及び区画漁業に関して免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び関係地区又は地元地区を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成15年7月1日

栃木県知事 福 田 昭 夫

1 共同漁業

(1) 免許の内容となるべき事項及び関係地区

免 許 の 内 容 と な る べ き 事 項							関係地区
公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	
内共第1号	大田原市 矢板市 黒磯市 芳賀郡 茂木町 市貝町 塩谷郡 喜連川町 那須郡 塩原町 南那須町 烏山町 馬頭町 小川町 黒羽町 那須町 西那須野町 湯津上村	茨城県境より上流の那珂川及び支流（逆川、原川、鮎田川、高田川、塩田川（逆川支流）、神井川、坂井川、菅又川、深沢川、八反田川、木須川、川戸川、小木須川、鳥生田川、長手川、生井川、解石川、荒川（矢板市大槻地先黒岩堰より下流の区域）、江川（荒川支流）、岩川（江川支流）、引田川、西江川、塩田川（荒川支流）、小川、万行川、隅川、長者川、内川、江川（内川支流）、塚原川、宮川、築目川、中川、大江川、前沢川、天沼川、石田川、金精川、木ノ芽沢川、菅の沢川、谷川、空沢川、清水川（烏山町初音地先で那珂川と合流）、大沢川（烏山町大沢地先で那珂川と合流）、中山川、富山川、鷲の子沢川、城間川、武茂川、久那川、矢又川、大内川、ヨガ沢川、大室川、砂川、大那地川、盛谷川、久通川、保の内川、大波川、入郷川、間越川、仲山川、木曾分川、檜沢川、浅ヶ沢川、大川沢川、谷田川、権津川、小口川、箒川（塩原町大字下塩原地先箒川発電所取水堰堤より下流の区域）、岩川（箒川支流）、なめり川、巻川、神福川、蛇尾川、町井川、不動川、鹿島川、蕪中川、熊川、大巻川、小巻川、大蛇尾川、西沢川、小蛇尾川、鍋有沢川、カマ沢川、篠谷川、百村川、深川、念仏川、加茂内川、佐久山川、唐滝沢川、野沢川、清水川（箒川支流）、下戸倉沢川、上戸倉沢川、亀久川、立沢川、海法地沢川、滑川、日暮沢川、八塩沢川、松葉川、岡沢川、野上川、尻高田川、愛吉沢川、羽黒沢川、前松葉川、奈良戸沢川、木佐美沢川、木佐美川、鍛冶内川、湯坂川、堂川、上堂川、新上堂川、	第5種共同漁業	さくらます・やまめ漁業 にじます漁業 いwana漁業 あゆ漁業 にごい漁業 うぐい漁業 かわむつ漁業 おいかわ漁業 ふな漁業 こい漁業 どじょう漁業 なまず漁業 うなぎ漁業 かじか漁業 かに漁業	1月1日から12月31日まで	平成16年1月1日から平成25年12月31日まで	大田原市 矢板市 黒磯市 芳賀郡 茂木町 市貝町 塩谷郡 喜連川町 那須郡 塩原町 南那須町 烏山町 馬頭町 小川町 黒羽町 那須町 西那須野町 湯津上村

免許の内容となるべき事項							関係地区
公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	
		相の川、大清水川、余笹川、稲沢川、黒川、三蔵川、奈良川、葛藤川、大和須川、梓川、ドロブ川、木下川、荒金沢川、黒田川、板敷川、棒川、四ツ川、苦戸川、白戸川、高野川、なら沢川、湯川（那須町大字高久蕪中で那珂川と合流）、高尾股川、下黒尾川、上黒尾川、高野沢川、沢名川、小沢名川、木の俣川、西俣沢川、ヒツ沢川、湯川（黒磯市板室字塩沢で那珂川と合流）、小沼沢川、矢沢川、大川、形部沢川、コブキ沢川、大沢川（黒磯市深山ダムより上流の那珂川と合流）、大スミ川、小スミ川、御沢川、江戸沢川、湯川（黒磯市三斗小屋地先で那珂川と合流）、峠沢川及び赤岩沢川）の区域					
内共第2号	那須郡 黒羽町	茨城県境より上流の押川及び支流（石畑沢川、江戸の沢川、大道沢川、米梨沢川及び如来川）の区域	第5種 共同漁業	さくらます・やまめ漁業 にじます漁業 いわな漁業 あゆ漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 ふな漁業 こい漁業 うなぎ漁業 かじか漁業 どじょう漁業	1月1日から12月31日まで	平成16年1月1日から平成25年12月31日まで	那須郡 黒羽町
内共第3号	矢板市 塩谷郡 塩谷町	矢板市大槻地先黒岩堰より上流の荒川及び支流（西荒川（西荒川ダムの湛水区域通称東古屋湖を含む。）、東荒川（東荒川ダムの湛水区域を含む。）、尚仁沢川、黒沢川、石小屋沢川、天上沢川、大名沢川、シナシ沢川、松手沢川、寺沢川、細沢川、白沢川、ネタ沢川、荒川、東ハナレ沢川及び造林小屋沢川）の区域	第5種 共同漁業	さくらます・やまめ漁業 にじます漁業 いわな漁業 わかさぎ漁業 あゆ漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 ふな漁業 こい漁業 どじょう漁業 なまず漁業 うなぎ漁業 かじか漁業 ブラウントラウト漁業	1月1日から12月31日まで	平成16年1月1日から平成25年12月31日まで	矢板市 塩谷郡 塩谷町

免許の内容となるべき事項							関係地区
公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	
内共第4号	那須郡 塩原町 矢板市 塩谷郡 藤原町	塩原町大字下塩原地先箒川発電所取水堰堤より上流の箒川及び支流(竜化沢川、びわが沢川、不動沢川、鹿股川、野地湯沢川、桜沢川、甘湯沢川、平井沢川、追沢川、赤沢川、シラン沢川、ツル沢川、大塩沢川、うとう沢川、モモの木沢川、ちょうちん岩沢川、赤川、後沢川、鎌研沢川、ドーツンボ沢川、今尾頭川、元尾頭沢川、栃の木沢川及びクードン沢川)の区域	第5種共同漁業	さくらます・やまめ漁業 にじます漁業 いwana漁業 あゆ漁業 うぐい漁業 ふな漁業 こい漁業 うなぎ漁業 かじか漁業	1月1日から12月31日まで	平成16年1月1日から平成25年12月31日まで	那須郡 塩原町 矢板市 塩谷郡 藤原町
内共第5号	真岡市 芳賀郡 二宮町 益子町 市貝町 芳賀町 塩谷郡 高根沢町	茨城県境より上流の小貝川及び支流(ぐみ川、百目鬼川、大羽川、小宅川、大川及び桜川)の区域	第5種共同漁業	にじます漁業 あゆ漁業 にごい漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 ふな漁業 こい漁業 どじょう漁業 なまず漁業 うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで	平成16年1月1日から平成25年12月31日まで	真岡市 芳賀郡 二宮町 益子町 市貝町 芳賀町 塩谷郡 高根沢町
内共第6号	真岡市 芳賀郡 二宮町 芳賀町 塩谷郡 氏家町 高根沢町	茨城県境より上流の五行川及び支流(江川、行屋川、野元川、井沼川、大沼川及び冷子川)の区域	第5種共同漁業	にじます漁業 あゆ漁業 にごい漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 ふな漁業 こい漁業 どじょう漁業 なまず漁業 うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで	平成16年1月1日から平成25年12月31日まで	真岡市 芳賀郡 二宮町 芳賀町 塩谷郡 氏家町 高根沢町
内共第26号	芳賀郡 茂木町	茨城県境より上流の桧山川の区域	第5種共同漁業	さくらます・やまめ漁業 うぐい漁業 かわむつ漁業 おいかわ漁業 ふな漁業 どじょう漁業	1月1日から12月31日まで	平成16年1月1日から平成25年12月31日まで	芳賀郡 茂木町